

電気個別需給約款
【東京電力エリア】
毎日充電無料プラン
毎日充電無料 CO2 フリープラン

2025年4月1日実施

MCリテールエナジー株式会社

| | | |
|-----|------------------------|----|
| I | 総則 | 3 |
| 第1条 | 適用 | 3 |
| II | 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法 | 3 |
| 第2条 | 契約種別および料金 | 3 |
| 第3条 | 契約容量の算定方法について | 14 |
| III | 日割計算 | 14 |
| 第4条 | 日割計算 | 14 |
| 附則 | | 16 |
| 別紙1 | 燃料費調整 | 17 |
| 別紙2 | 再生可能エネルギー発電促進賦課金 | 19 |
| 別紙3 | 負荷設備の入力換算容量 | 20 |
| 別紙4 | 契約負荷設備の総容量の算定 | 23 |

I 総則

第1条 適用

1. 「電気個別需給約款【東京電力エリア】毎日充電無料プランおよび毎日充電無料CO2フリープラン」（以下、「本個別約款」といいます。）は、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）を供給区域として適用します。ただし、一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。
2. 本個別約款は、別紙で定める電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。また、基本約款が変更された場合は、変更後の基本約款によります。）と合わせて適用します。

II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法

第2条 契約種別および料金

契約種別および料金は、以下のとおりとします。

| 契約種別（電灯需要） |
|----------------------------------|
| 1. 毎日充電無料プラン（60 A 以下） |
| 2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA） |
| 3. 毎日充電無料CO2フリープラン（60 A 以下） |
| 4. 毎日充電無料CO2フリープラン（6 kVA～49 kVA） |

1. 毎日充電無料プラン（60 A 以下）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (c) 申込み対象は個人または法人とします。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、第1号(1)(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 毎日充電無料プランに係る特則

毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) 毎日充電無料プランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1 台のみとします。
- (b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。
 - ・ EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ電動車用充電設備における充電電力量を計測する計測機器（以下、「充電使用量計測機器」といいます。）を設置すること。
 - ・ EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。

- (c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
- お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。
 - 充電使用量計測機器で計測可能な設備でEV・PHEVの充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。
 - 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を2台以上設置していることが確認できた場合。
- (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツもしくは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約電流

- (a) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。
- (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合がございます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合、お客さまの等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第1号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約電流 | 基本料金（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 700 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 1,050 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 1,400 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 2,100 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 2,800 円 00 銭 |

| | |
|---------|--------------|
| 50 アンペア | 3,500 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 4,200 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第1号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

| 使用量 | 合計 (税込) |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 00 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 60 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 69 銭 |

(6) その他

- (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。
- (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。
- (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。
- ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合
 - ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合
- (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。
- (e) 毎日充電無料プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります。当該費用についてはお客さまのご負担となります。
- (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社からは是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。
- (g) 毎日充電無料プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (h) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

2. 毎日充電無料プラン（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (c) 申込み対象は個人または法人とします。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第2号(1)(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 毎日充電無料プランに係る特則

毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) 毎日充電無料プランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。
- (b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。
 - ・ EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
 - ・ EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。
- (c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - ・ お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。
 - ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備でEV・PHEVの充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。
 - ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を2台以上設置していることが確認できた場合。
- (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツもしくは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず(c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します

- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

| | |
|----------------------|---------|
| 最初の6キロボルトアンペアにつき | 95パーセント |
| 次の14キロボルトアンペアにつき | 85パーセント |
| 次の30キロボルトアンペアにつき | 75パーセント |
| 50キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65パーセント |

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第3条（契約容量の算定方法について）第1項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

- (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとし、

- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b)または(c)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第2号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

| 契約容量 | 単価（税込） |
|-------------------|---------|
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 700円00銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第2号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

| 使用量 | 単価（税込） |
|------------------------------------|--------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 30円00銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 36円60銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 40円69銭 |

(6) その他

- (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。

- (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは

過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。

- (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。
 - ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合
 - ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合
- (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。
- (e) 毎日充電無料プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。
- (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社から是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。
- (g) 毎日充電無料プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (h) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円（税込）を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（60 A 以下）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) 申込み対象は個人または法人とします。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 3 号 (1)(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則

毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。
- (b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

- ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
 - ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。
- (c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
- ・ お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。
 - ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。
 - ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。
- (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約電流
- (a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。
- (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合がございます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合、お客さまの等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 料金
料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 3 号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約電流 | 基本料金（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 700 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 1,050 円 00 銭 |

| | |
|---------|--------------|
| 20 アンペア | 1,400 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 2,100 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 2,800 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 3,500 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 4,200 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第3号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

| 使用量 | 単価 (税込) |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 00 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 60 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 69 銭 |

(c) 非化石価値

「1月」につき、以下のとおりとします。なお、実際のご使用量は第3号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

| 使用量 | 単価 (税込) |
|---------------------|----------|
| 実際のご使用量 1 キロワット時につき | 1 円 34 銭 |

(6) その他

- (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。
- (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。
- (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。
- ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合
 - ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合
- (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。
- (e) 毎日充電無料 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、

「SIM」といいます。)の付け替え工事を行って頂く必要があります、当該費用についてはお客さまのご負担となります。

- (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社からは是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。
- (g) 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素 (CO2) 排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100%の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。
- (h) 電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円 (税込) を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (i) 充電使用量計測機器の通信費として、660 円 (税込) を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン (6 kVA~49 kVA)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。
- (c) 申込み対象は個人または法人とします。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、第 4 号 (1)(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則

毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量 (実測値) が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。
- (b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。
 - ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
 - ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。
- (c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - ・ お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。

- ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。
 - ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。
- (d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約容量
契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c) に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。
- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 3 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。
- (c) お需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。
- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b)または(c)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 4 号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第4号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

| 使用量 | 単価 (税込) |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 00 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 60 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 69 銭 |

(c) 非化石価値

「1月」につき、以下のとおりとします。なお、実際のご使用量は第4号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

| 使用量 | 単価 (税込) |
|---------------------|----------|
| 実際のご使用量 1 キロワット時につき | 1 円 34 銭 |

(6) その他

- (a) お客さまは、当社が充電使用量計測機器をお客さまの敷地内に設置し、設置場所を無償でご提供いただくことを、あらかじめご承諾いただきます。なお、充電使用量計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額は、お客さまにご負担していただきます（充電使用量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電使用量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用についてはお客さまのご負担となります。）。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。
- (b) お客さまは、自己の財産におけるのと同じの注意義務をもって、充電使用量計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合、当社は、お客さまに対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額をご請求します。
- (c) 以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計測することができなかった場合、当社は、お客さまに対し、通常の使用電力量として電力量料金を算出し請求します。
- ・ 充電使用量計測機器が接続されているブレーカーを OFF にするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合
 - ・ 上記以外、自己の財産におけるのと同じの注意義務の違反、またはお客さまの故意もしくは過失によって、充電使用量計測機器および付随する機器（ゲートウェイや通信機器等）を破損させた場合
- (d) お客さまがプランを解約された場合、充電使用量計測機器を撤去せずに放置、またはお客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。
- (e) 毎日充電無料 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する場合、充電使用量計測機器に付随している通信を行うために必要な加入者識別カード（以下、「SIM」といいます。）の付け替え工事を行って頂く必要があり、当該費用についてはお客さまのご負担となります。
- (f) 充電使用量計測機器の SIM が当該計測機器以外で不正に使用されていることが判明した場合、当該通信費をご請求させていただく場合があります。また、当社からは是正措置及び是正勧告を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、実証電力プランから他の電力プランへ契約を移行させていただく場合があります。
- (g) 毎日充電無料 CO2 フリープランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素

(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)100%の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

- (h) 電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として220円(税込)を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (i) 充電使用量計測機器の通信費として、660円(税込)を、毎月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

第3条 契約容量の算定方法について

1. 第2条(契約種別および料金)以下の契約種別(4)(b)の場合の契約容量は、次により料金を算定します。

| 契約種別 |
|---------------------------------|
| 2. 毎日充電無料プラン (6kVA~49kVA) |
| 4. 毎日充電無料CO2フリープラン (6kVA~49kVA) |

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
 - ・ 契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1 / 1000なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
 - ・ 契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1 / 1000

2. お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

III 日割計算

第4条 日割計算

1. 当社は、基本約款第16条(料金の算定)第1項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。

- (1) 基本料金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第16条(料金の算定)第1項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

・ 「1月」の該当料金 × (日割計算対象日数 / 計量期間等の日数)
該当料金とは、基本料金をいいます。

- (2) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第16条(料金の算定)第1項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

・ 第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × (日割計算対象日数 / 計量期間等の日数)
なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

・ 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × (日割計算対象日数 / 計量期間等の日数)
なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) ただし、日割計算対象日数が計量期間等の日数を超える場合には本条の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。
2. 基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(1)号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。

附 則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025年4月1日から実施します。

本個別約款実施後の新たな燃料費調整額は、基本約款第14条で定める2025年4月検針日～2025年5月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。

※なお、2025年4月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2025年5月」に該当することとなるため、料金確定通知は2025年6月となります。

2. 標準周波数についての特別措置

この需給約款実施の際、標準周波数60ヘルツで電気を供給している以下の区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給します。

(1) 群馬県の一部

別紙1 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\cdot \text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。また、基準燃料価格（円）、基準単価（銭）は別表に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\cdot \text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\cdot \text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|--------------------|-------------------------------|
| 毎年1月1日から3月末日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月末日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月末日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月末日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月末日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月末日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月末日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月末日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月末日までの期間 | 翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間 |

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| 毎年10月1日から12月末日までの期間 | 翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間 | 翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間 | 翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間 |

※上記燃料費調整単価適用期間において、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「検針日」を「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

別表：燃料費調整単価算出係数等

| | | |
|----------|---------|----------|
| α | β | γ |
| 0.0048 | 0.3827 | 0.6584 |

| | |
|---------|-----------|
| 基準燃料価格 | 基準単価 |
| 86,100円 | 18.3銭/kWh |

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第32条第2項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1月」の使用電力量とします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日からその翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記2.の使用電力量に上記1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

なお、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

別紙3 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)から(4)によります。

(1) けい光灯

| | 換算容量 | |
|------|----------------------------|----------------------------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | 入力 (ワット) |
| 高力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント |
| 低力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント | |

(2) ネオン管灯

| 2次電圧 (ボルト) | 換算容量 | | |
|------------|--------------|------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | | 入力 (ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 3,000 | 30 | 80 | 30 |
| 6,000 | 60 | 150 | 60 |
| 9,000 | 100 | 220 | 100 |
| 12,000 | 140 | 300 | 140 |
| 15,000 | 180 | 350 | 180 |

(3) スリムラインランプ

| 管の長さ (ミリメートル) | 換算容量 | |
|---------------|--------------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | 入力 (ワット) |
| 999 以下 | 40 | 40 |
| 1,149 以下 | 60 | 60 |
| 1,556 以下 | 70 | 70 |
| 1,759 以下 | 80 | 80 |
| 2,368 以下 | 100 | 100 |

(4) 水銀灯

| 出力 (ワット) | 換算容量 | | |
|----------|--------------|-------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | | 入力 (ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 40 以下 | 60 | 130 | 50 |
| 60 以下 | 80 | 170 | 70 |
| 80 以下 | 100 | 190 | 90 |
| 100 以下 | 150 | 200 | 130 |
| 125 以下 | 160 | 290 | 145 |
| 200 以下 | 250 | 400 | 230 |
| 250 以下 | 300 | 500 | 270 |
| 300 以下 | 350 | 550 | 325 |
| 400 以下 | 500 | 750 | 435 |
| 700 以下 | 800 | 1,200 | 735 |
| 1,000 以下 | 1,200 | 1,750 | 1,005 |

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

(a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものとします。

(b) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

| 出力（ワット） | 換算容量 | | 入力（ワット） |
|---------|-------------|-------|-------------------------|
| | 入力（ボルトアンペア） | | |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 35 以下 | - | 160 | 出力（ワット）× 133.0 パーセント |
| 45 以下 | - | 180 | |
| 65 以下 | - | 230 | |
| 100 以下 | 250 | 350 | |
| 200 以下 | 400 | 550 | |
| 400 以下 | 600 | 850 | |
| 550 以下 | 900 | 1,200 | |
| 750 以下 | 1,000 | 1,400 | |

(2) 3 相誘導電動機

| |
|----------------------|
| 換算容量（入力〔キロワット〕） |
| 出力（馬力）×93.3パーセント |
| 出力（キロワット）×125.0パーセント |

3. レントゲン装置

| 装置種別（携帯型および移動型を含みます。） | 最高定格管電圧（キロボルトピーク） | 管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア） | 換算容量（入力）（キロボルトアンペア） |
|-----------------------|-------------------|------------------------------|----------------------------|
| 治療用装置 | | | 定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値とします。 |
| 診察用装置 | 95 キロボルトピーク以下 | 20 ミリアンペア以下 | 1 |
| | | 20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下 | 1.5 |
| | | 30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下 | 2 |
| | | 50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下 | 3 |
| | | 100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下 | 4 |
| | | 200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下 | 5 |

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

| | | | | |
|----------------------------------|--|-------------------------------------|------|---|
| | | 300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下 | 7.5 | |
| | | 500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下 | 10 | |
| | 95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下 | 200 ミリアンペア以下 | 5 | |
| | | 200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下 | 6 | |
| | | 300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下 | 8 | |
| | | 500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下 | 13.5 | |
| | 100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下 | 500 ミリアンペア以下 | 9.5 | |
| | | 500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下 | 16 | |
| | 125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下 | 500 ミリアンペア以下 | 11 | |
| | | 500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下 | 19.5 | |
| | 蓄電器放電式 診察用装置 | コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下 | | 1 |
| | | 0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下 | | 2 |
| 1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下 | | 3 | | |

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

(1) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

・入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(2) (1)以外の場合

・入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

5. その他

(1) 1、2、3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙4 契約負荷設備の総容量の算定

1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (a) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (b) (a)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定します。